

生徒心得

1. 基本的な心得

- (1) 麻生高校の生徒としての自覚を常に持つて、校内外で、良識のある行動をとるように心がけよう。
- (2) 学校は集団の学習の場であることを考え、安全で秩序のある明るい環境をつくるために、お互いに人格を尊重し、相互に挨拶をかわし、自発的に環境の向上につとめよう。
- (3) 教科の学習はもちろん、学校行事、課外活動等に積極的に参加し、互いに敬愛し、協力し合う精神を持ち、それぞれの個性を伸長させるようにつとめよう。

2. 登下校

- (1) 午前8時35分までに登校する。ただし午前7時以前に登校してはならない。
- (2) 登校後、下校までは無断で外出しないこと。外出を必要とする場合は、学級担任、あるいは、学年担当の許可を受ける。(外出許可証)
- (3) 下校は、平日は午後5時までに完了する。
- (4) 自転車通学を希望する生徒は、保護者の承認を得、自転車保険等に必ず加入し、学級担任を通して願い出て許可を受ける。また自転車に所定の通学自転車証(ステッカー)をつける。(自転車通学許可願)

(5) 部活動等で早朝(午前7時～午前8時20分)に登校する場合、及び午後5時をすぎて活動する場合は、事前に顧問に届け出る。午後6時45分までに活動を終了し、最終下校時刻は午後7時とする。

- (6) 通学の服装は別記の服装規定に従うこと。なお、特別の理由で一時的に所定の服装を着用できないときは、学級担任を通して願い出て、許可を受ける。(異装願)
- (7) 土曜日、日曜日、祝日に部活動をするときは、午前8時～午後6時30分の時間を守り、登下校においては制服を着用する。

3. 欠席等の届出・願出

- (1) 欠席するときは、生徒手帳にある連絡・証明欄に必要事項を記入し学級担任に提出する(生徒手帳巻末)。緊急やむを得ない場合は、電話等で保護者に学校へ連絡してもらい、後日欠席届を提出する。ただし、いわゆる学校感染症で欠席をする場合は学校の定める病欠届を提出する。
- (2) 遅刻したときは、職員室に立ち寄り遅刻カードに記入して、職員の指示により教室に入る。遅刻カードを授業担当者に提出する。
- (3) 早退するときは、所定の早退届に記入して学級担任の許可印を受け帰宅し、帰宅後すみやかに学校に「無事帰宅」の旨の電話連絡を

する。早退届に保護者の署名・捺印を受け、後日登校の際に学級担任に提出する。

- (4) 急病等で欠課するときは、学級担任あるいは他の職員に届け出る。
- (5) 校長が認めた生徒会活動、各種行事、欠席、遅刻、早退、欠課する場合は、事前に願を顧問又は学級担任を通して提出する。(公欠願)
- (6) 忌引の場合は、電話等で学級担任に連絡し、後日登校の際に生徒手帳にある連絡・証明欄に必要事項を記入し学級担任に提出する。なお、忌引日数は次の基準による。
 - ・父 母…………… 7 日
 - ・祖父母、兄弟姉妹…………… 3 日
 - ・伯叔父母、曾祖父母、その他同居親族…………… 1 日

4. 生活一般

- (1) オートバイや自動車を運転して学校へ来ることは、いかなる理由があっても禁止する。又、学校へ来る時以外も制服でのオートバイや自動車の乗車・同乗は禁止する。(家族・親族の運転時は除く)
- (2) 金銭及び貴重品は取り扱いに十分留意し、学校生活に必要なものは持参しない。体育の授業等においては、貴重品袋等を活用し預ける。なお授業等においては、携帯電話等の電源を切りカバンの中にしまい使用を禁止

する。これに違反した場合は携帯電話を放課後まで学校で預かる。

- (3) インターネット上での誹謗・中傷等の書き込みは禁止する。
- (4) 金品の紛失、盗難等の被害にあった場合、あるいは金品を拾得した場合は、すみやかに学級担任、あるいは担当教員に届け出る。(紛失・被害届、拾得届)
- (5) 生徒間の金銭の徴収、賭け事あるいは物品の売買は、行ってはならない。
- (6) 校舎、校具、その他の公共物は大切にしなければならない。万一破損、又は汚損したときは、すみやかに学級担任、あるいは担当教員を通して届け出る。事情により実費を徴収する。(破(汚)損届)
- (7) 学校の所定の施設、設備を使用する場合は、事前に担当教員に願い出て許可を受ける。
- (8) 校内で、集会を開催したり、文書を配布、あるいは掲示する場合は、届け出て担当教員の指導に従う。
- (9) 学校の教育活動として計画されたもの以外に、旅行、登山、キャンプなどを実施する場合は、保護者の承認を得て、事前に学級担任を通して届け出る。(旅行届)
なお、学割の必要な場合は、旅行届に学割交付願を添えて、学級担任を通して申し出る。

- (10) アルバイトは保護者の承認を得て、学級担任を通して届け出る。(アルバイト届)
- (11) 高校生にふさわしくない行為を行った場合には、特別指導の対象となる。

5. 生徒会活動、部活動等の自主活動について

- (1) 長期休業中の実施計画と合宿の実施計画は別に届け出る。又、部活動停止期間中に活動する場合は申請する。
- (2) 対外的文化行事、対外試合等に本校生徒として個人又は団体で参加するときは、関係職員を通して願い出て許可を受ける。その行事のために授業を欠席する場合には、公欠願を提出する。
- (3) 早朝及び夕方5時以降・また土曜日・日曜日・祝日及びその他の休業日の部活、諸活動は職員の指導、監督の可能なときのみ許可される。

諸届・諸願等の所定の用紙は職員室に用意されているので必要のあるときに請求してください。

服装等の規定

本校指定の制服を着用し、高校生活にふさわしい清楚で品位のある服装に心がける。

1. 男子の制服

- (1) 本校指定の制服とする。
- (2) ネクタイは、本校指定のものとする。
- (3) ワイシャツは白色、無地、左袖に校章入りとする。

2. 女子の制服

- (1) 本校指定の制服とする。
- (2) リボンは、本校指定のものとする。
- (3) ワイシャツは白色、無地、左袖に校章入りとする。

(1.～2. 制服「入学のしおり」の規定より)

- 3. 夏季以外は上着の着用が望ましいが、本校指定のセーター・カーディガンでの登下校も可とする。ただし、定期テスト・学校行事の時は必ず上着を着用する。

- 4. 夏季は上着をとり、ワイシャツは半袖のものを用いてもよい。また、指定のポロシャツを着用してもよい。(校章入り、白・紺) なお、その際はネクタイ・リボンの着用は義務付けない。ベストを着用する場合は、色を白・黒・紺・グレーに限定する。胸元はワンポイントのみ、ラインは一本線までとする。期間は、5月1日から10

月31日までとする。

5. 校内における上履は本校指定のものを用いる。
6. 体育館シューズ、グラウンドシューズは本校指定のものとする。
7. 運動着は本校指定のものとする。
8. 頭髪は、むやみに手を加えないこと。パーマ、染髪、脱色、かつら、エクステンション等を禁止する。
9. 装身具（指輪、ピアス、イヤリング、ネックレス、ペンダント等）の着用、及び化粧（マニキュア、口紅、色つきリップクリーム、つけまつげ、アイシャドー等）をすることを禁止する。
10. 特別の理由で所定の服装がない時は、学級担任を通して願い出て許可を受ける。（異装願）
11. セーター・カーディガンを着用する場合は、本校指定のものを着用する。
12. 夏季にポロシャツを着用する場合は本校指定のものを着用する。
13. くつ下、ストッキング、コートに関しては、華美なものは避ける。
14. その他詳細については、別途指示に従うこと。

〈麻生高校の制服〉

